

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 岩手県立農業大学校給食業務
- (2) 履行場所 岩手県立農業大学校食堂 胆沢郡金ヶ崎町六原蟹子沢 14 地内
- (3) 履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 業務概要 調理、盛付、食器具の洗浄、消毒及び保管、厨房・設備・食堂等の清掃、献立の作成、賄材料の発注、仕入、検収、食堂施設の電気・暖房・鍵の管理、その他これらの業務に付随する業務

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業許可を有する者であること。
- (5) 申請書等の提出年月日から起算して過去5年間において、公立施設での調理業務を履行した実績を有するものであること。
- (6) 栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する栄養士の資格を有する者を献立の作成に従事させること。
- (7) 調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師の資格を有する者を調理業務に従事させること。
- (8) 申請書等の提出月日から起算して過去2年間、岩手県内において食中毒事故による営業停止等の処分を受けていないこと。
- (9) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (10) 岩手県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (11) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (12) 現場説明会に参加したものであること。

3 入札参加資格申請書等の提出

(1) この一般競争入札への参加を希望する者は、次の書類を令和8年3月16日(月)午後5時までに12(3)の場所に1部を提出しなければならない。また、入札の前日までの間において、農業大学校長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 契約実績届出書(様式第1)

ウ 技術者経歴書(様式第2)

エ 食中毒の事故に関する申告書(様式第3)

オ 資本関係、人的関係に関する届出書(様式第4)

カ 食品衛生法による営業許可書の写し

キ 生産物賠償責任保険証書の写し

ク 商業登記簿謄本の写し(申請日前3ヶ月以内のもの)

(2) (1)により提出された書類による入札参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年3月17日(火)までにファクシミリにより通知するものとする。

4 現場説明会

(1) 期日 令和8年3月19日(木)

入札参加資格を満たすと認められた者に対し、個別に日時を指定するものとする。

(2) 場所 岩手県立農業大学校食堂 胆沢郡金ケ崎町六原蟹子沢14地内

(3) 現場説明会に参加しない場合は、入札参加資格を喪失するものとする。

5 入札の方法等

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(3) 入札は本人又は代理人によって行い、郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めない。入札書には、氏名(法人にあつては商号又は名称)を記載すること。

(4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

(5) 入札執行回数は、3回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、入札をうち切るものとする。

6 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年3月25日(水) 午前10時

(2) 場所 岩手県立農業大学校 本館2階 会議室

7 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の金額を岩手県立農業大学校出納員に納付しなければならない。(入札しようとする金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の金額が納付されていない場合は、入札書は無効となる。)

ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 入札保証金の納付場所及び納付期限は次のとおりとする。

ア 納付場所 岩手県胆沢郡金ヶ崎町六原蟹子沢 14 地内 岩手県立農業大学校事務局

イ 納付期限 令和 8 年 3 月 25 日 (水) 午前 9 時 30 分から午前 10 時まで

- (3) 落札者以外の入札保証金は、開札（再度入札の開札含む。）終了後に請求書の提出を受け、当該入札参加資格者又は代理人に還付する。その場合、入札参加資格者又は代理人が入札保証金を受領するに当たっては、入札保証金受領証（収入印紙 200 円貼付）を提出すること。

なお、落札者については、契約締結後において還付する。

- (4) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、岩手県に帰属する。

8 入札書に関する事項

入札書は、次のことを表示し押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) 入札金額
- (4) 件名
- (5) 入札書のあて名は、「岩手県立農業大学校長」とする。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合
- (2) 入札保証金を納付せず（納付を免除された者を除く。）、又は金額が不足した場合。
- (3) 入札書に所定の記名押印のない場合
- (4) 金額を訂正した入札書
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (7) 同一入札の参加者又は代理人が二つ以上の入札をした場合
- (8) 代理人が委任状を提出しないで入札した場合
- (9) その他の入札に関する条件に違反して入札した場合

10 落札者の決定方法

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、岩手県会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により、作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

11 契約に関する事項

- (1) 契約書は、岩手県会計規則第100条の規定に基づく積算価格を算定の基礎とし、落札価格の金額をもって当該業務の契約金額として作成する。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の5以上の額を、契約締結日までに納付しなければならない。
ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 入札保証金を納付したものと契約する場合、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

12 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関する費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 令和8年度一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務の調達手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (3) 入札等に関する問い合わせ先

〒029-4501 岩手県胆沢郡金ヶ崎町六原蟹子沢14
岩手県立農業大学校事務局庶務担当
電話 0197-43-2211